

弁護士法 30 条の改正問題について（各論）

1 日弁連理事会の決定

平成 14 年 3 月 15 日開催の理事会において、次の 4 点を決定しました。

弁護士の公職の兼職禁止を原則届出制とする。

常勤の公職在職者の弁護士職務への従事禁止を廃止する。

営業の許可の制度を届出制にする。

公職就任及び企業等に雇用され若しくは役員等として就任する場合の弁護士職務の独立性の保持についての措置を検討する。

2 公職兼任自由化についての検討事項

日弁連で検討している課題は、概ね次の点です。

届出義務は、弁護士法上の義務とするか、会則上の義務とするか。

届出は、公職就任の事前か、それとも事後か。

届出義務を課する公職の範囲は、どこまでとするか。

公職兼任が望ましくないと判断した場合に、弁護士会はどのような措置を講ずることができるとするか。

届出義務の違反があった場合について、弁護士会はどのように対処するか。

3 営業等自由化についての検討事項

日弁連で検討している課題は、概ね次の点です。

届出義務は、弁護士法上の義務とするか、会則上の義務とするか。

届出は、事前か、事後か。

届出をさせるのは、どのような事項とするか。

好ましくない営業等の届出があった場合、弁護士会としてどのように対処することとするか。

届出義務の違反があった場合について、弁護士会はどのように対処するか。

4 弁護士の独立性保持の措置について

弁護士が企業の使用人として雇用された場合において、企業の営利目的や組織上の秩

序維持と弁護士の職業的使命とが対立する事態に直面したとき、公職に就いて公務を遂行する過程において、弁護士の職業的使命との相克関係に立ったとき等について、日弁連では、弁護士の職務が独立性を有していることを担保するための措置の在り方について検討を進めています。